「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づく宇和島市の「健全化判断比率等」を公表します。

平成19年度の決算に基づき算定した結果、次のようになりましたのでお知らせします。

1 宇和島市の指標の公表

(1) 健全化判断比率

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- (該当なし)	12. 15%	20.00%
連結実質赤字比率	- (該当なし)	17. 15%	40.00%
実質公債費比率	18. 2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	175. 2%	350.0%	_

(2) 資金不足比率

	資金不足額	事業の規模	資金不足比率
水道事業会計	- (該当なし)	2, 144, 562 千円	- (該当なし)
病院事業会計	- (該当なし)	11,668,336 千円	- (該当なし)
介護老人保健施設事業会計	- (該当なし)	659, 112 千円	- (該当なし)
簡易水道事業特別会計	- (該当なし)	91,896 千円	- (該当なし)
港湾施設特別会計	- (該当なし)	4, 153 千円	- (該当なし)
公共下水道事業特別会計	- (該当なし)	444,856 千円	- (該当なし)

小規模下水道事業特別会計	- (該当なし)	14, 497 千円	- (該当なし)
観光施設特別会計	ー(該当なし)	1,026 千円	- (該当なし)
宅地造成事業特別会計	- (該当なし)	0 千円	- (該当なし)

2 指標の説明

(1) 実質赤字比率

該当なし(早期健全化基準 12.15%)

計算式 = 一般会計等の実質赤字額/標準財政規模 = ▲2,445 千円/23,998,708 千円 = ▲0.01%⟨マイナスなので該当なし=実質黒字⟩

一般会計等(宇和島市の場合、一般会計・土地取得事業特別会計・住宅新築資金等貸付事業特別会計・ 津島やすらぎの里特別会計が該当)を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、これが生 じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。宇和島市においては、一般会計等の全体としては 黒字決算となっていますが、住宅新築資金等貸付事業特別会計は赤字決算のため、今後当該会計の赤字 解消を進めていく必要があります。

(2)連結実質赤字比率 該当なし(早期健全化基準 17.15%)

計算式 = 連結実質赤字額/標準財政規模 = ▲2,469,531 千円/23,998,708 千円 = ▲10.29% 〈マイナスなので該当なし=連結実質黒字〉

公営企業会計を含む自治体の全会計を対象とした実質赤字額(公営企業会計については、資金不足額 〈流動負債から流動資産及び赤字地方債等を差し引いた額〉)の標準財政規模に対する比率で、これが生 じた場合には少なくとも問題のある赤字会計が存在することとなります。宇和島市の場合、全体として は連結赤字が発生していませんが、住宅新築資金等貸付事業特別会計・国民健康保険(事業勘定)特別 会計・国民健康保険(直営診療施設勘定)特別会計・老人保健特別会計〈国庫支出金などの年度を越え る清算のため制度上発生してしまう赤字〉・駐車場事業特別会計がそれぞれ赤字決算となっており、こ れらの赤字を早期に解消していく必要があります。

(3) 実質公債費比率

18.2% (早期健全化基準 25.0%)

_(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利・準元利償還金に係る基準 財政需要額算入額)

計算式 = 標準財政規模- (元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

- = 3,627,689 千円 / 20,413,435 千円 ≒ 0.177711 (平成19 年度決算値)
- = 3,830,996 千円 / 20,813,067 千円 ≒ 0.184067 (平成 18 年度決算値)
- = 3,770,283 千円 / 20,441,955 千円 ≒ 0.184438 (平成17 年度決算値) 上記、3ヶ年の平均

この指標は、平成 17 年度決算から地方財政状況調査において既に算定されていた比率ですが、今回から健全化法に基づく指標の一つとなったものです。この比率は、一般会計等が発行した地方債の元利償還金に加えて、水道や病院などの企業会計・公共下水道など特別会計が発行した地方債の元利償還金に対する繰出金、広域事務組合などの一部事務組合が発行した地方債の元利償還金に対する負担金などの「市の実質的な公債費」に対する財政負担の程度を示す指標で、過去3ヵ年分の平均値となっています。

今回の算定では、18.2% (単年度=17.8%) で、昨年度の18.4%から好転しており、早期健全化基準である25.0%も下回っておりますが、地方財政法に定められている起債発行の判断基準である18%を依然として上回っているため、引き続き起債発行については許可団体であり、「公債費負担適正化計画」を自主的に策定する必要があります。今後も堅実な財政運営に努め、早期に18%を下回るよう財政健全化に取組んで参ります。

(4) 将来負担比率

175.2%(早期健全化基準350.0%)

将来負担額- (充当可能基金+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額

算入見込額)

計算式 = 標準財政規模 - (元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

= 35,781,425 千円/20,413,435 千円

これまでの3つの指標がフローに対する指標であるのに比べ、この指標はストックに対する指標となります。

簡単には、現在の市の負債が、標準的な年間収入の何年分にあたるかということになりますが、算定 過程は4つの指標の中で最も複雑で、「一般会計等の地方債の残高、債務負担行為に基づく20年度以 降の支出予定額、公営企業会計などの地方債残高に対する繰出見込額、一部事務組合の地方債残高に対 する負担見込額、現在在職する職員に対する退職引当金、土地開発公社や第三セクターに対する負担見 込額」の合計から、「取崩可能な基金、負債に対して充当できる特定歳入の見込額、普通交付税に算入 される元利償還金の見込額」を差し引いたものを、標準的な歳入規模(標準財政規模一普通交付税算入 元利償還金)で除した数値となります。

今回の算定では、175.2%となっており、早期健全化基準である350.0%を下回っておりますが、県下の自治体と比べると高率でもあり、今後、合併の優遇措置が無くなっていく状況等を考慮すると、実質公債費比率同様、将来負担比率を早期に下げていく必要があります。

なお、これらの4指標のうち1つでも早期健全化基準を超えると、早期健全化団体となり、「財政健全化計画」の策定が義務付けられ、また早期健全化が困難であると認められる場合には、県知事から必要な勧告を受けることとなります。

(5)資金不足比率

該当する会計はなし(経営健全化基準 20.0%)

対象となる会計は、公営企業法適用の企業会計としては、水道事業会計、病院事業会計、介護老人保健施設事業会計の3会計で、公営企業法非適用の特別会計としては、簡易水道事業特別会計、港湾施設特別会計、公共下水道事業特別会計、小規模下水道事業特別会計、観光施設特別会計、宅地造成事業特別会計の6会計となります。資金不足額の算出方法は、連結実質赤字比率と同様で、今回報告においては、各会計とも資金不足が生じていないため、"- (該当なし)"となっております。

企業会計を除く各特別会計は、現在は収支不足額を一般会計から繰入れるため、資金剰余も不足も生

じない決算となっています。また、企業会計につきましては、病院事業・介護老人保健施設事業ともに、 決算において累積欠損金が発生しておりますが、それぞれ会計内に運営資金は確保されており、健全化 法における算定としては、3企業会計とも資金剰余の会計となります。

ただし、各企業会計ともに昨年度決算に比べると、資金剰余額が減少しており、今後の経営につきましては、これまで以上に効率化等を図っていく必要があります。

なお、20%が経営健全化基準とされており、資金不足比率がこれを超えると、会計ごとに経営健全化 計画を策定することとなります。

参考資料:総務省配布文書